

小豆島中央高校自家用電気工作物保安管理業務特記事項

(点検頻度等)

第1条 乙が実施する保安管理業務のうち定期的に行う点検、測定及び試験の頻度等は、次の各号によるものとします。

- (1) 月次点検 付表のとおり（絶縁監視装置設置の有無：付表のとおり）
- (2) 年次点検 毎年1回（無停電年次点検の実施の有無：付表のとおり）

(委託料)

第2条 甲が乙に支払う保安管理業務委託料及び支払方法等は、次の各号によるものとします。

- (1) 小豆島中央高校自家用電気工作物保安管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）第5項(1)①に掲げる定例の業務に係る委託料及び支払方法等は次のとおりとし、適用は受電日からとします。

なお、定期点検及び臨時点検を甲の要請により乙の所定就業時間外に行う場合は、別途時間外割増料金を支払うものとします。

| | | |
|----------------|------------------|--------------------|
| 委託料・ 支払い方法等 | 月額委託料 | 円 |
| | 12か月分委託料 | 円 |
| | 支払方法 | |
| | 委託期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| 特記事項 | 消費税及び地方消費税の額を含む。 | |

- (2) 仕様書第5項(1)②に掲げる定例以外の業務に係る委託料及び支払方法等は、その都度甲乙協議の上決定するものとします。
- (3) 電力会社の配電線工事に伴う解列・再連係作業及び電力会社の人口地絡試験に伴う地絡過電圧継電器ロック作業で出勤する場合は定例外業務として扱い、その委託料はその都度甲乙協議の上決定するものとします。

(甲又は乙の協力及び義務)

第3条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとします。

- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

(連絡責任者及び発電所担当者)

第4条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には発電所担当者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。なお、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として電気工事士法に規程する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有するものをあてるものとします。

- 2 甲は、前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名連絡方法等を乙に遅滞なく通知するものとします。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、連絡責任者及び発電所担当者又は代務者には、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。

(通知義務)

第5条 甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとします。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生のおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長に提出する場合
- (4) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (6) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- (7) 平常時及び事故、その他異常時における運転操作について定める場合
- (8) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (9) 電気工作物に近接し、電気工作物以外の作業を行う場合
- (10) 責任分界点又は需要設備構内（使用区域）を変更する場合
- (11) 電気の保安に関する組織を変更する場合（連絡責任者の変更等）
- (12) 代表者、委託者又は事業場の名称及び所在地（地名表示）に変更があつた場合
- (13) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があつた場合
- (14) 本契約を履行するうえで、その他必要な場合

（絶縁監視装置）

第6条 絶縁監視装置を設置又は撤去する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 絶縁監視装置は、甲乙協議の上、乙が設置し所有するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は乙が負担すること
 - (2) 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理、改造等を行わないこと
 - (3) 絶縁監視装置の情報を、甲の加入電話回線を利用して自動的に乙に通報又は甲が乙に電話連絡する電話料は、甲が負担すること
 - (4) 甲の電気工作物の変更等により絶縁監視装置が設置条件に適合しなくなった場合、電気工作物の未改修により絶縁不良が継続する等絶縁監視装置による監視が不能となった場合及び絶縁監視装置の運用に支障があると認められた場合、並びに契約の解除、失効及び契約期間の満了により本契約が消滅した場合は、甲乙協議の上、絶縁監視装置を乙が撤去すること
 - (5) 甲が、撤去を申出た時又はこの契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を乙が撤去すること、その場合甲は、停電等に関して協力すること
- 2 乙は、絶縁監視装置の設定値の確認及び試験釦による検知動作並びに甲からの警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差試験を年次点検時に行うものとします。
 - 3 乙は、電気工作物に設置した絶縁監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、乙は異常の有無を確認するとともに警報の発生の原因を調査し、再発防止について、適切な処置を行うものとします。
 - a 警報動作電流 50 ミリアンペア以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合
 - b 5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合
 - 4 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

（保安業務担当者の資格等）

第7条 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者（以下「保安業務従事者」という。）をあてるものとします。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

- 4 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとします。
- 5 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するものとし、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。又、変更の場合も同様とします。ただし、緊急の場合は、この限りではないものとします。

(記録の確認等)

- 第8条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な処置について協議するものとします。
- 2 乙は、甲が実施した日常巡視結果について記録を確認し、指示、助言を行うものとします。

(記録の保存)

- 第9条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲の確認後、甲乙双方において3年間保存するものとします。ただし、3年を超える周期で行う点検の記録等にあつては、次の点検が終了するまで保存するものとします。

(備品等の整備)

- 第10条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

(契約の更改)

- 第11条 甲が、次の各号に掲げる事項を変更する場合は、委託期間内でも、この契約を更改するものとします。
- (1) 仕様書付表に掲げる電気工作物の概要
 - (2) 本特記事項第1条の点検頻度等
 - (3) 本特記事項第2条第1項(1)の支払方法等
 - (4) 保安規定

(契約の失効)

- 第12条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失うものとします。
- (1) 外部委託承認申請の承認が得られない場合、又は承認が取消となった場合
 - (2) 本契約の対象である電気工作物が廃止された場合
 - (3) 本契約の対象である電気工作物が一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
 - (5) 電圧7,000ボルト以下で連係等をする水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所の出力が2,000キロワット以上となった場合
 - (6) 電圧7,000ボルト以下で連係等をする燃料電池発電所の出力が1,000キロワット以上となった場合
 - (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合
 - (8) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となった場合
 - (9) 本契約の対象である電気工作物が第三者に譲渡された場合

(電気工作物以外の不安全施設の措置)

- 第13条 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、甲の負担において速やかに改修するものとします。
- 2 乙は、甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。